

議案第 66 号

岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 10 月 1 日から岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち福利厚生の増進に関する事務の一部を変更し、岡山県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

令和 3 年 12 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更を協議するに当たり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合規約（平成 17 年岡山県指令市第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 4 号を次のように改める。

(4) 岡山県市町村職員共済組合の組合員である職員に対する福利厚生の増進に関する事務

附 則

この規約は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。